

日本赤十字豊田看護大学 障がいのある学生への対応に関するガイドライン

(趣旨)

第1 本ガイドラインは、日本赤十字豊田看護大学（以下、「本学」という。）の障がいのある学生に対する支援に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）及び障がいのある学生に対する支援規程（以下、「支援規程」という。）に基づいて実施される支援について、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、その具体例、相談体制の整備、研修・啓発の実施等について規定する。

(合理的配慮)

第2 障がいのある学生が、不当な差別的取り扱いにより権利利益を侵害されないために、必要かつ適当な変更及び調整であって、その実施に伴う負担が過重でないときには、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下、「合理的配慮」という。）を行うものとする。

2. 合理的配慮は本学の教育事業に照らし、必要とされる範囲で本来の事業に付随するものに限られること、障害がない学生との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、教育事業の本質的な変更には及ばないものである。
3. 過重な負担については、教育事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務体制、財務状況等を考慮し、総合的・客観的に判断するものとする。

(合理的配慮の具体例)

第3 支援の対象となり得る障がいのある学生とは、本学に入学を希望する者、及び本学に在籍する学生（学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生、履修証明プログラム履修生等、及び聴講生）であって、障害を有する者をいう。

2. 正当な理由が存在しないにもかかわらず、合理的な配慮を提供せず、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下の各号に示すとおりである。
 - (1) 障害があることを理由として、受験、入学、授業受講、研究指導を拒否すること。
 - (2) 障害があることを理由として、研修、講習、実習、フィールドワークへの参加を拒否すること。
 - (3) 障害があることを理由として、式典、行事、説明会への出席を拒否すること。
 - (4) 障害があることを理由として、施設の利用やサービス提供を拒否すること。
 - (5) 障害があることを理由として、事務窓口等での対応順序を劣後させること。
 - (6) 合理的配慮をうけたことを理由に成績評価に差をつけること。
3. 障がいのある学生が現に置かれている状況を踏まえ社会的障壁の除去ための手段及び方法について、必要かつ合理的配慮がなされた具体例は、以下の各号に示すとおりである。
 - (1) 物理的環境への配慮として、移動に困難のある学生のために、登下校に際して、教室にアクセスしやすい位置に車両乗降場所を確保すること。
 - (2) 物理的環境への配慮として、障害特性により授業中、頻繁に離席の必要がある学生について座席位置を出入口の付近に確保すること。
 - (3) 物理的環境への配慮として、易疲労状態の障がいのある学生からの休憩の申し出に対し、休憩スペースの確保に努めること。

- (4) 意思疎通への配慮として、ことばの聞き取りや発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- (5) 意思疎通への配慮として、障害特性に応じて、シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように電子ファイルを提供すること。
- (6) 意思疎通への配慮として、障害特性に応じて、授業の録音、板書やスクリーンの写真撮影等を許可すること。
- (7) ルール・慣行の柔軟な変更として、入学試験や定期試験において、個々の障害特性に応じて、代替手段としてパーソナルコンピュータの使用、別室受験や支援機器の利用を認めること、センター入学試験等で許容する範囲内の試験時間の延長を認めること。
- (8) ルール・慣行の柔軟な変更として、障害特性に応じて、介助者の随行を認めること。
- (9) ルール・慣行の柔軟な変更として、臨地実習等において、実習受け入れ機関と協力して、合理的配慮のため調整を行うこと。
- (10) ルール・慣行の柔軟な変更として、スポーツ実技及び技術演習へ参加が難しい学生について、障害に配慮した形態の授業に代替すること。

(相談対製の整備)

第4 入学前の相談は企画・地域交流課が受付け、入試・広報委員会又は大学院入試・広報委員会が担当する。

2. 入学後の相談は学務課が受付け、学生委員会又は大学院教務・学生委員会が担当する。

(研修・啓発)

第5 学長は、教職員及び学生に対し、障がいのある学生が不当な差別的取り扱いにより権利利益を侵害されることのないよう、障害を理由とする差別の解消を推進するための研修会を開催する等、啓発しなければならない。

2. 研修会は毎年開催することとし、学外の当該研修会へ派遣しなければならない。

附則

このガイドラインは、令和元年8月26日から施行する。